

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年5月10日

さいたま地方法務局 熊谷支局

登記官 古川 浩 一 郎

記

意見又は資料の提出先

熊谷市筑波三丁目39番地1（〒360-0037）

さいたま地方法務局 熊谷支局登記部門

048-524-8805 ナビダイヤル②番

別紙

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
	所在	地番		
0303-2021-0024	熊谷市小八林字北谷	83-1	山林	106
0303-2021-0025	熊谷市小八林字北谷	83-2	山林	334
0303-2021-0026	熊谷市小八林字吉原	1483	墓地	59
0303-2021-0027	熊谷市小八林字稲荷前	1697-2	山林	99
0303-2021-0028	熊谷市小八林字南谷	1708-1	山林	63
0303-2021-0029	熊谷市小八林字南谷	1708-2	山林	7・00